二　［略］
三　［略］
四　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに高等教育局並びに健康教育・食育課及び男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。
五　教育関係職員その他の関係者に対し、専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに高等教育局並びに健康教育・食育課及び男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。
３　［略］
（教育制度改革室並びに地方教育行政専門官、教員人事管理システム専門官及び児童生徒性暴力等対策専門官）
第二十三条　初等中等教育企画課に、教育制度改革室並びに地方教育行政専門官、教員人事管理システム専門官及び児童生徒性暴力等対策専門官それぞれ一人を置く。
２～５　［略］
［項を削る。］
６　児童生徒性暴力等対策専門官は、地方公務員である教育関係職員による児童生徒性暴力等の防止等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二条第四項に規定する児童生徒性暴力等の防止等をいう。）に関する専門的事項についての企画及び立案並びに指導及び助言（教育職員政策課の所掌に属するものを除く。）に当たる。
（教育財政室並びに教職員給与制度企画専門官、教職員配置計画専門官及び生涯生活設計専門官）
第二十四条　財務課に、教育財政室並びに教職員給与制度企画専門官、教職員配置計画専門官及び生涯生活設計専門官それぞれ一人を置く。
２～４　［略］
［項を削る。］
５・６　［略］
（教員免許・研修企画室並びに教員メンタルヘルス専門官、学校課題解決対策専門官及び校務改善支援専門官）
第二十五条　教育職員政策課に、教員免許・研修企画室並びに教員メンタルヘルス専門官、学校課題解決対策専門官及び校務改善支援専門官それぞれ一人を置く。
２　教員免許・研修企画室は、教育職員の免許及び研修に関する事務をつかさどる。
３　教員免許・研修企画室に、室長並びに教員育成指標専門官、教員研修推進専門官及び教員関係情報システム専門官それぞれ一人を置く。
４　教員育成指標専門官は、公立の小学校等（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十二条第一項に規定する小学校等をいう。次項において同じ。）の校長及び教員に係る同法第二十二条の三第一項に規定する指標に関する専門的事項についての企画及び立案並びに調査、指導及び助言に当たる。

二　［同上］
三　［同上］
四　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教育局並びに男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。
五　教育関係職員その他の関係者に対し、専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教育局並びに男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。
３　［同上］
（教育制度改革室並びに地方教育行政専門官、教員人事管理システム専門官、教員メンタルヘルス専門官及び児童生徒性暴力等対策専門官）
第二十三条　初等中等教育企画課に、教育制度改革室並びに地方教育行政専門官、教員人事管理システム専門官、教員メンタルヘルス専門官及び児童生徒性暴力等対策専門官それぞれ一人を置く。
２～５　［同上］
６　教員メンタルヘルス専門官は、地方公務員である教育関係職員の心の健康の保持及び増進に関する専門的事項についての企画及び立案並びに指導及び助言に当たる。
７　児童生徒性暴力等対策専門官は、地方公務員である教育関係職員による児童生徒性暴力等の防止等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二条第四項に規定する児童生徒性暴力等の防止等をいう。）に関する専門的事項についての企画及び立案並びに指導及び助言（総合教育政策局の所掌に属するものを除く。）に当たる。
（教育財政室並びに教職員給与制度企画専門官、校務改善専門官、教職員配置計画専門官及び生涯生活設計専門官）
第二十四条　財務課に、教育財政室並びに教職員給与制度企画専門官、校務改善専門官、教職員配置計画専門官及び生涯生活設計専門官それぞれ一人を置く。
２～４　［同上］
５　校務改善専門官は、地方公務員である教育関係職員の勤務の状況の改善に関する専門的事項についての企画及び立案並びに援助及び助言に当たる。
６・７　［同上］

［条を加える。］